

新エネルギーシステム普及支援補助制度のご案内 (令和2年度)

地球温暖化対策および災害に強いまちづくり推進のため、太陽光発電設備等の新エネルギーシステムを設置する方々に対して、予算の範囲内(先着順)で設置費用の一部を補助します。

※ 申請手続きの前に必ずお読みください ※



御嵩町シンボルキャラクター

ミーくん

御嵩町 環境モデル都市推進室

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239-1

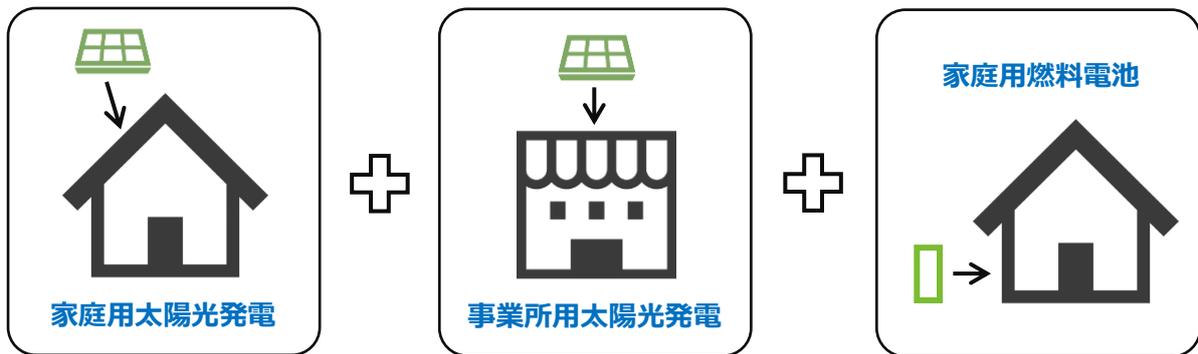
☎0574-67-2111 (内線2242)

【 1. 制度の概要】

「環境モデル都市みたけ」の取組みの一環として、各家庭からのCO₂削減を推進するため、「**家庭用太陽光発電**」・「**事業所用太陽光発電**」・「**家庭用燃料電池（エネファーム）**」を設置する際の費用の一部を補助します。

なお、**太陽光発電システムにあたっては、大規模災害により甚大な被害が発生した場合、電気を無償で近隣世帯に融通する「共助」の約束をしていただくことを条件**としています。（詳細は4ページをご覧ください。）

こうした取組みにより、環境にやさしい「CO₂削減」と、安全安心のまちづくりのための「災害対策」を同時に実現することを目指しています。



【 2. 補助対象システム・要件】 ※各システムにつき、全ての要件を満たすこと

①家庭用太陽光発電システム

- 建物の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流ありで連系し、かつ、太陽電池モジュールの最大出力値が10kW未満の太陽光発電システムであること。
- システムを構成する太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による認証かそれに相当する程度の認証を受けたもの、または同等以上の性能・品質が確認されているもので町長が認めたものを使用したシステムであること。
- 停電時に使用が可能な**自立運転機能**が構成されていること。
- 未使用品であること。

②事業所用太陽光発電システム

※要件は①のa～dと同じ

③家庭用燃料電池システム

- 燃料電池ユニットと貯湯ユニットから構成される、電気および熱の供給を主目的としたシステムであること。
- 経済産業省が交付する家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金の補助対象となるシステムであること。
- 未使用品であること。

【3. 補助対象者・要件】 ※各システムにつき、必要な要件を満たすこと

- ①家庭用太陽光発電システム（要件：ア・イ・ウ・オ・カ・キ・ク・ケ）
- ②事業所用太陽光発電システム（要件：ア・イ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ）
- ③家庭用燃料電池システム（要件：ア・ウ・オ・カ・キ・ク・ケ）

- ア) 工事着工前の申請であること。
- イ) 「御嵩町太陽の恵みご近所支え合い登録」を承諾した方。（詳細は4ページをご覧ください。）
- ウ) 自ら居住する住宅（2分の1以上が居住用である店舗併用住宅を含む）に補助対象システムを設置または補助対象システム付きの住宅を建築される方。
- エ) 補助金交付申請時点で事業主の住所が町内にある個人事業者または法人（登記を参照し、本店または事務所の所在地が町内であるものに限る）の事業所に補助対象システムを設置する方。
- オ) 令和2年4月1日以降に購入契約をし、令和3年3月19日までに補助対象システムを設置完了の上、補助金の交付申請ができる方。
- カ) 電力会社と電灯契約を締結している方。太陽光発電システムの補助を申請する場合は太陽光契約も併せて締結している方。
- キ) 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、放課後児童クラブ利用料、町営住宅家賃、水道料金、下水道使用料または下水道事業受益者負担金を滞納していない方。
- ク) 御嵩町補助金交付規則第5条の2第1項各号のいずれにも該当しない方。
- ケ) この制度に基づく補助金の交付を受けたことが無い方。（補助金交付は各システムにつき、1世帯または1事業所あたり1回限り）



【4. 補助金額】 ※予算の残件数については、お問合せください

- ①家庭用太陽光発電システム：1kWあたり2万円（上限10万円）*
- ②事業所用太陽光発電システム：①と同じ
- ③家庭用燃料電池システム：10万円（一律）

*算出には、システムの最大出力地の小数点第3位以下を切り捨てます。

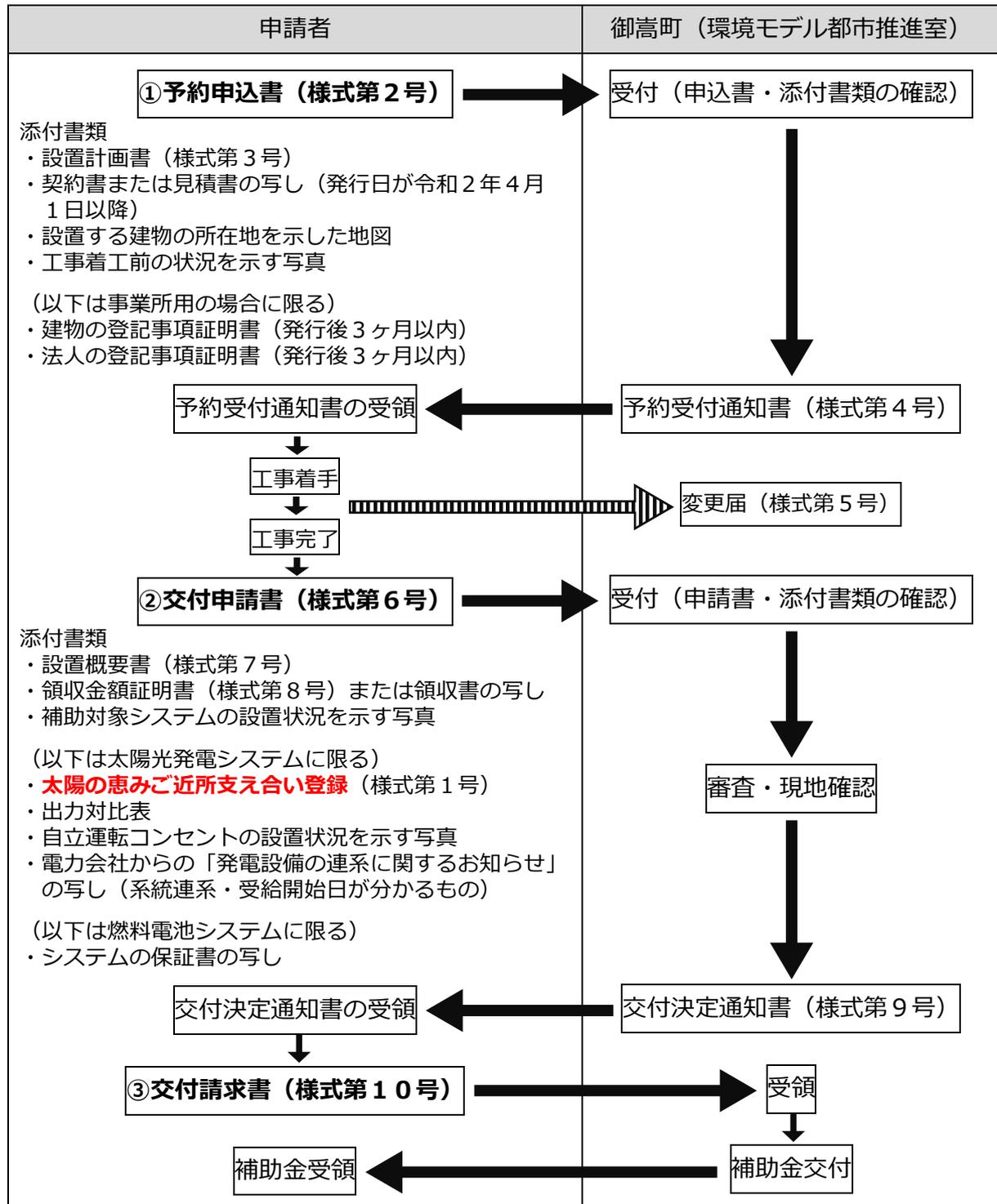
算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。

【5. 申請手続き】

申請書は窓口でのみの受付となります。受付の際、書類確認に少々時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

「予約申込書」は工事着工前（おおむね1週間前まで）に、「交付申請書」は引き渡し日から30日以内または令和3年3月19日のいずれか早い日までにご提出ください。

申請手続きの流れ



「御嵩町太陽の恵みご近所支え合い登録」とは…

家庭用および事業所用太陽光発電システムの設置補助金受給者の方々を対象とし、日々の生活において省エネなど環境にやさしい取組みを実践していただくとともに、**大規模災害により甚大な被害等が発生した場合において、電気の供給が復旧するまでの間、自宅に設置した太陽光発電システムの自立運転機能を活用して、発電できる電気を無償で近隣世帯に提供し、地域でお互いに支え合う「共助」を率先して実行していただくことを約束する登録**をいいます。

＜具体的な協力例＞

※非常用コンセントの供給上限1,500Wの範囲で協力



携帯電話等の充電に…



電気ポット・炊飯器・冷蔵庫などの電源に…

- ・町は、この制度による登録者リストを保管し、大規模災害が発生した際、お住まいの地域の自治会長等に公表します。
- ・上記登録者については、大規模災害が発生した際、町や自治会長などから協力要請がない場合においても、率先して助け合い協力をおこなっていただきます。
- ・自立運転機能では利用量が限られるため、最優先課題となる情報の把握や、生命の安全につながる内容から協力してください。
- ・避難指示などが出た場合は、町の指示に従い、地域支援より避難を優先してください。
- ・この制度は、補助金受給者に対して可能な範囲で助け合い協力をお願いするものであり、倒壊、故障、経年劣化などの諸事情によって協力ができなかった場合においても補助金の返還は求めません。

環境モデル都市みたけ

